

## 都城地方合同庁舎多目的トイレおむつ交換台更新作業仕様書

### 第1 購入対象機器

#### 1 おむつ交換台 7台

##### 参考機器

コンビウィズ株式会社製「OK 2 1 F」又はこれと同等以上の性能を有するもの

### 第2 設置作業の概要

#### 1 作業場所

宮崎県都城市上町2街区11号

都城地方合同庁舎1階から7階多目的トイレ（現況は別添写真のとおり）

#### 2 作業内容

(1) 既存おむつ交換台解体撤去作業

(2) 新規おむつ交換台設置作業

#### 3 施工要領

##### (1) 機能確保

購入対象機器の機能が完全に発揮されるように施工すること。仕様書に明記のない事項であっても、当該機能の発揮に当然必要な作業は誠実に実施すること。

##### (2) 変更協議

第3作業仕様で示す機器の取付位置若しくは取付工法を変更する必要がある場合は、事前に宮崎地方法務局（以下「発注者」という。）と協議し承認を受けること。

なお、請負者の都合により変更する場合、追加費用は請負者の負担とする。

##### (3) 検査確認

作業終了後、発注者が指名する検査職員立会いの下で施工内容の確認を受けること。

#### 4 作業期間

##### (1) 施工・完了期限

本作業の全行程を、契約開始日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日までに施工すること。  
ただし、本作業に使用する機器について、契約締結後可能な限り速やかに発注手  
続を行うとともに、各機器が納品され次第、発注者と協議し、可能な限り速やか  
に設置作業を行うよう努めること。

## (2) 施工時間帯

原則として平日 1 7 時 1 5 分以降又は土曜日・日曜日 8 時 3 0 分から 1 7 時 1  
5 分までに施工すること。ただし、発注者と協議の上、それ以外の時間帯に行う  
ことも可とする。

## 第 3 作業仕様

### 1 既存おむつ交換台解体撤去作業

- (1) 解体で生じた塵等について軽く掃き、拭き取り掃除を行うこと。
- (2) 壁面に補修が必要な箇所が生じた場合は発注者に報告すること。
- (3) 取り外した機器は請負者の責任と負担で適正に処分すること。

### 2 新規おむつ交換台設置作業

- (1) 原則、既存機器と同位置に設置すること。
- (2) アンカーボルト及び樹脂プラグで機器の固定を確実にすること。
- (3) 取付後、機器の動作に問題がないか確認すること。
- (4) その他必要部材は、請負者が用意すること。

### 3 その他共通事項

- (1) 作業完了後、発注者に対し取扱説明を行うこと。
- (2) 発生材は請負者の責任と負担で処分すること。
- (3) 養生を徹底し、毀損が生じた場合は原状回復すること。
- (4) 設置機器は全て新品とすること。

## 第 4 提出書類

請負者は契約締結後、次に掲げる書類を宮崎地方法務局会計課へ提出すること。

なお、電子データにより提出して差し支えない。

- (1) 作業写真（施工前・施工中・完成後、カラー A 4 判アルバム） 1 部

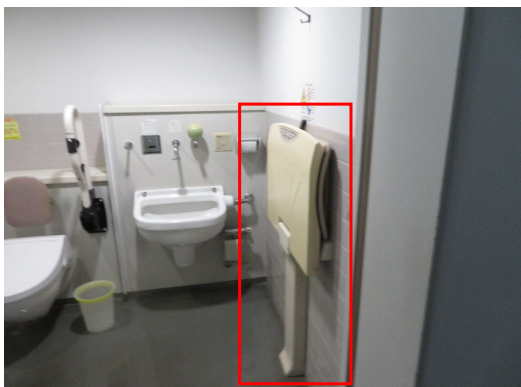
- (2) 完成図書（仕様書・機器保証書） 1 部
- (3) 取扱説明書 1 部

## 第5 保証

引渡しの日から2年間を保証期間（契約不適合責任期間）とする。

保証期間内に、請負者の設計又は施工の不備若しくは材質の不良により目的物が契約の内容に適合しない事実（損傷・異常を含む。）が判明した場合、請負者の負担により速やかに補修又は交換を行うものとする。ただし、天災その他使用者の故意又は重大な過失に起因する損傷等については、この限りでない。

1階多目的トイレ



5階多目的トイレ



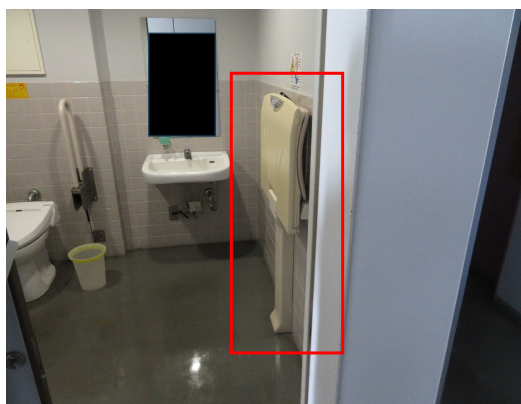
2階多目的トイレ



6階多目的トイレ



3階多目的トイレ



7階多目的トイレ



4階多目的トイレ



展開時

